

【続報】新型コロナウイルスによる物流への影響

新型コロナウイルスの感染者数は全世界で706万人を超え、死者は40万人を突破しました。WHOは8日、新型コロナウイルスの感染者数が過去24時間に世界で新たに13万6000人以上確認され、これまでで最も多くなったとして感染の拡大に強い懸念を示しています。本号では各国における物流への影響を中心にお伝えします。

(前号までに発信した各国の状況と併せ、追加情報を赤字で掲載しております。)

【更新情報のある国・地域】 ※更新情報は下線を引いています。

	国/地域	最新情報 確認日	概要
米州	ブラジル	5月26日	<p>・<u>Public Security Institute (ISP) は、リオデジャネイロにおける犯罪率が低下したと発表しました。コロナウイルス感染拡大防止のための厳格な外出規制による影響であり、リオデジャネイロの貨物盗難についても前年同月比49%減となっています。また、サンパウロにおける貨物盗難も、前年同月比41.2%となりました。</u></p> <p>・サンパウロ州は、感染拡大防止措置を5月31日まで延長することを発表しました。3月24日から始まった同措置は、これまで期限延長を繰り返し、5月10日が直近の期限でした。また、外出自粛効果を高めるために車両運行規制を11日から導入しています。</p> <p>・サンパウロ市とリオデジャネイロ市は、生活に必要な不可欠な商業・サービス以外のすべての施設を閉鎖する感染拡大防止措置を延長すると発表しました。また、サンパウロ市では、感染者数が増加しているエリアなどで道路封鎖が行われます(貨物輸送トラックは通行可能です)。</p>
	ペルー	5月24日	<p>・<u>5月24日に終了予定だった緊急事態宣言を6月30日まで延長すると発表しました。また、運輸通信大臣は「国境閉鎖の解除は10月」との見方を示しました。</u></p> <p>・5月9日の大統領令にて、緊急事態宣言を5月11日～24日まで再延長することを決定しました。外出禁止措置についてはトゥンバス、ピウラ、ランバジェケ、ラ・リベルタッド、ロレートの北部5州以外は、現行の午後6時～午前4時から午後8時～午前4時に短縮しました。</p>
アジア	メコン地域	5月29日	<p>・<u>通関時間が短縮されているのは、パダンベサールの鉄道通関のみです。パダンベサールの越境トラック通関については5月27日時点で、タイ側の措置で閉鎖されている状態が続いています。</u></p> <p>・<u>南部経済回廊のアランヤプラテート(タイ)～ポイペト(カンボジア)国境間では、コンテナや貨物の積み替え作業のためにカンボジア側に越境したタイ人運転手が同日中に戻れない場合は、隔離措置を受ける必要があります。カンボジア国内で当該措置の対象外として滞在可能となるのは7時間までですが、国境からプノンペンまでの往復輸送は不可であり、5月22日時点ではGMS-CBTAライセンス車両によるプノンペンまでのクロスボーダー輸送が不可となっています。</u></p> <p>・<u>ピンシャン(中国)～ヒューギ(ベトナム)では、ベトナムから中国への輸出時に通常1～2日要する通関時間が3～5日長くなっています。また、サダオ(タイ)～ブキカコヒタム(マレーシア)国境のマレーシアからタイ輸出時についても通常より長い通関時間となっています。</u></p>
	ミャンマー	6月2日	<p>・<u>国際旅客機の乗り入れや外国人の陸路入国、入国ビザの発給などの各種制限措置の期限を5月31日から6月15日まで延長すると発表しました。</u></p> <p>・各種制限措置の期限を5月15日から5月31日まで延長すると発表しました。また、ヤンゴン国際空港は5月14日に暫定閉鎖措置の延長を発表し、ミャンマー入国に係る各種制限措置の</p>

欧州			<p>延長を発表しました。</p> <p>・ヤンゴン管区政府は、コンテナトラックの日中走行（午前7時～午後8時）を一時的に許可しました。引続き夜間外出禁止令により夜間走行は禁止されています。</p>
	スペイン	6月5日	<p><u>・スペイン下院は3日、非常事態宣言を6月21日まで延長することを承認しました。3月14日に非常事態を宣言して以降6度目の延長となりました。</u></p> <p>・封鎖措置を4段階に分けて緩和し、6月末までに一定の制限を伴う「新たな日常に」復帰する計画を発表しました。11日からほぼ全土が第1フェーズに入り、マスクを着用し、社会的距離を保った状態での最大10人までの集会在認められました。（バルセロナやマドリッドなど一部都市は適用外）</p> <p>・建設業や製造業の一部企業の営業再開を認めましたが、バーや公共施設は引続き営業停止となっています。ホテルや飲食店は宅配サービスのみ許可されています。</p>
	トルコ	6月8日	<p><u>・新型コロナウイルス流行に伴い閉鎖していたイラン・イラク国境間の通関ゲートを再開したと発表しました。トルコは、南東部ハブール（Habur）のイラク国境、東部ギルブラク（Gurbulak）のイラン国境で、国際貨物の受け入れを再開しています。</u></p> <p>・31県で5月16日から4日間封鎖措置となっています。</p> <p>・正常な生活への復旧が段階的に始まり、制限措置は5月～7月にかけて緩和されていく予定です。</p> <p>・5月1日～3日に31県で外出禁止令が出され、休校措置は31日まで延長となりました。</p>

【過去の発信情報まとめ】

	国/地域	最新確認日	概要
米州	アメリカ	4月27日	<p>【ロサンゼルス港・ロングビーチ港】</p> <p>・コンテナ船の入港が激減した影響で、各ターミナルではゲートオープン時間が制限されています。またロサンゼルス港では、通常の80%程度の稼働率でオペレーションを継続しています。</p> <p>【ジャクソンビル港・マイアミ港・カナヴェラル港】</p> <p>・事務所はクローズとなっていますが、オペレーションは継続しています。</p> <p>【サバナ港】</p> <p>・毎週土曜日トラックドライバーのオペレーションを中止することを発表しました。</p> <p>・港湾施設の稼働スケジュールについても週5～6日へ短縮し、トラックの稼働時間も削減するとしています。</p> <p>【バージニア港】</p> <p>・物流量の減少に伴い、5月4日よりPortsmouth Marine Terminal をクローズして、Virginia International Gateway (VIG) と Norfolk International Terminals (NIT) においては、同日よりゲートオープン時間を1時間短縮しオペレーションを継続する旨発表しています。</p> <p>【ニューヨーク州】</p> <p>・緊急事態宣言発表以降、店舗での盗難事件が多発しています。中でも現金を取り扱うスーパーマーケットの夜間閉店中の強盗が増加しています。</p>

	ブラジル	5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・サンパウロ州は、感染拡大防止措置を5月31日まで延長することを発表しました。3月24日から始まった同措置は、これまで期限延長を繰り返し、5月10日が直近の期限でした。また、外出自粛効果を高めるために車両運行規制を11日から導入しています。 ・サンパウロ市とリオデジャネイロ市は、生活に必要不可欠な商業・サービス以外のすべての施設を閉鎖する感染拡大防止措置を延長すると発表しました。また、サンパウロ市では、感染者数が増加しているエリアなどで道路封鎖が行われます（貨物輸送トラックは通行可能です）。
	チリ	6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・3月18日から5月27日まで実施されていた国境閉鎖措置について、5月28日から6月3日まで7日間延長しています。 ・新規感染者の増大に伴い、全国的に医療機関の逼迫が深刻になっています。特に約8割がサンティアゴ市を含む首都圏州に集中しているため、同州における医療状況が逼迫しています。5月25日時点ではサンティアゴ市内の公立、民間を問わず医療機関における需要が上限近くに達していると見られています。
	アルゼンチン	5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・3月20日から導入している公衆衛生上の緊急事態による外出禁止令を、さらに6月7日まで延長すると発表しました。 ・ブエノスアイレス市長は、市内における商業活動を11日から段階的に再開すると発表しました。8日には公衆衛生上の緊急事態による外出禁止令が24日まで延長されることが発表されましたが、連邦政府やブエノスアイレス州政府との調整により実現可能となりました。
	メキシコ	5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・The National Security Council は、トラック輸送貨物の盗難被害が50%増加する可能性があるかと懸念しています。4月にはプエブラ-ベラクルス、ベラクルス-タバスコのルートでタイヤをパンクさせ貨物を盗難する事件が発生しました。SensiGuard の発表によると、貨物盗難被害は70%が市街地で発生し、15%が西部、9%が北東部で発生しています。 ・コロナウイルス感染拡大に伴い、メキシコ国内のトラック輸送が25%増加しています。特にハリスコ州サポパンとグアダハラにおいて、食品や飲料などの必需品の輸送が増えています。 ・メキシコシティ市内では商業施設が閉鎖、50人以上のイベントが中止となっています。 ・メキシコ雇用者協会（COPARMEX）は輸送中の貨物を守るため盗難リスクの高いルート（メキシコシティ-プエブラ-ベラクルス-タバスコをつなぐルート、および、メキシコシティ-ケタロ-グアナファト-ラサロ-カルデナスをつなぐルート）における対策強化を政府に申し入れています。 ・検疫を装ってトラックを停止させて貨物を盗難する手口が報告されています。
	欧州周辺	4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・シェンゲン協定加盟国の大半が国境を閉鎖していますが、欧州各国では貨物輸送は制限されていません。一方でドライバー不足が発生しており、国境を越えるトラック輸送に遅延が生じています。 ・シェンゲン圏ではコロナウイルス感染拡大防止のため、アメリカとその他旅客の圏内への入域を9月まで禁止する予定です。また、EU加盟国とシェンゲン圏加盟国は3月17日から30日間国境を閉鎖していましたが、加盟国の同意を得た場合は1カ月延長となる可能性があります。 ・海上・航空輸送ともに減便のためキャパシティが不足しています。海上輸送では中国・アジアからの船便減少により空コンテナ不足が生じています。 ・ドイツ・デンマーク・イタリア等一部の国では商店・書店等一部の業種に限り営業を再開しました。
欧州	イギリス	5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・イングランドでは11日から建設業や製造業など在宅勤務ができない人を対象に、公共交通機関を利用しない形の通勤を認めました。また、13日から2mの距離を保つことを条件に、娯楽目的の外出が許可されます。

イタリア	5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・18日からカフェやバー、理容店など多くの事業活動が約2か月ぶりに再開しました。 ・県内の移動制限は撤廃され、友人などと自由に会うことも認められました。 ・イタリアでは5月4日から封鎖措置の段階的な緩和が始まりました。身内の訪問や飲食店の持ち帰りサービスが解禁され、工場や建設現場は作業を再開しました。
フランス	5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・5月11日から外出理由書の提出義務が撤廃され、自宅から100kmの移動が許可されました。 また、小売店の営業も再開しています。 ・公衆衛生の緊急事態宣言を7月24日まで延長しました。
オランダ	5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・オランダ政府は、封鎖措置を6月1日に一部緩和する予定です。飲食店の屋外席や映画館などが条件付きで営業再開を認められる見通しです。
ポルトガル	5月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ポルトガルでは5月4日に非常事態宣言が解除されました。小売店や自動車販売店、書店は社会的距離に配慮した上で午前10時以降の営業が許可されました。
アイルランド	5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・外出制限措置は5月13日まで延長されましたが、行動制限範囲が5kmに拡大し一部緩和されました。
ベルギー	5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・5月4日から外出制限措置の段階的解除が始まり、事業活動や交通機関の通常運行が再開しました。国境は閉鎖されていませんが、不要不急の渡航は禁止されています。また、5月11日からは第2段階として小売店の営業も再開し、18日から第2フェーズ、6月8日から第3フェーズとして活動が解禁される見通しです。
ドイツ	5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・6月16日からEUとの国境管理を一部緩和しますが、域外からの入国は禁止となります。 ・5月11日から小売店の営業および全学年での授業が再開されました。 ・ドイツ政府と連邦16州は、新型コロナウイルス対策の封鎖措置を緩和する計画で合意しました。全ての焦点の営業再開を許可し、学校も段階的に再開する予定です。衛生基準や社会的距離に関するルールは6月5日まで継続となります。
ラトビア	5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・非常事態宣言を6月9日まで延長しました。
チェコ	5月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・チェコ政府は、5月11日からEU域外からの季節労働者の入国を許可する方針です。対象となるのは、農業や医療、ソーシャルケア部門などに従事する季節労働者で、新型コロナウイルス検査が陰性と確認する必要があります。また、5月11日からは貨物自動車の都市間移動も全面的に可能となります。 ・非常事態宣言を5月17日まで延長となりました。新規感染者数が減少傾向にあるため、当初検討されていた期限より1週間短縮となっています。
トルコ	5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・31県で5月16日から4日間封鎖措置となっています。 ・正常な生活への復旧が段階的に始まり、制限措置は5月～7月にかけて緩和されていく予定です。 ・5月1日～3日に31県で外出禁止令が出され、休校措置は31日まで延長となりました。
セルビア	5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・非常事態宣言が6日に解除されました。外出制限がなくなり、8日からショッピングモールの再開、11日から幼稚園が再開する予定です。現在も午後6時～午前5時の外出規制は継続しています。
ウクライナ	5月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・外出禁止令が5月22日まで延長となりました。

	オーストリア	5月1日	・5月1日から外出制限が解除となります。
東アジア	日本	5月1日	<p>・東京港では、3月後半頃から中国発着の貨物量が回復してきており、通常並みの混雑が発生しています。</p> <p>・3月のアジア18か国発米国向け往航コンテナ貨物輸送量は、前年同月比16%減の102.6万TEUとなりました。(米国側では3月中旬から開始された外出禁止令により、荷主が貨物を引き取れなくなり、コンテナが港に置かれたままになっているケースが発生しています。)</p> <p>・緊急事態宣言が発令されてから約3週間が経過しましたが、主要港ではコンテナヤードからの輸入貨物搬出の混乱等は生じていません。</p> <p>・名古屋港のコンテナ取扱量は輸入は2月 前年同月比24%減・3月16%減に対し、輸出は2月が12%減・3月が15%減と徐々に輸出のマイナス傾向が拡大しています。また、コンテナターミナルでは中国からの輸入が減少したことを受けて、2月から全ターミナルで実入りコンテナ搬出の時間外ゲートオープンを午後6時まで短縮していましたが、4月17日からは搬入も同様に短縮となっています。</p>
	中国	4月21日	<p>・1月に武漢がロックダウンとなってから約11週間後の3月28日に中欧班列の運行が再開しました。医薬品や自動車部品、電子機器や通信機器が積載され、ドイツ、フランス、ハンガリー、チェコ、ポーランドへ輸送される予定です。今後は武漢発が週2回、欧州発が週1回運行予定です。</p> <p>・山東省から欧州各地に向かう代替郵便輸送ルートの運用が開始されました。青島市の郵便局からコンテナトレーラーで発送された郵便物は、浙江省義烏市で国際貨物列車に積み込まれ、13日後ポーランドに到達し欧州各地へ配送される予定です。</p>
	カンボジア	4月21日	・北西部バットンバン州で、ブノムデイ検問所を通じたタイとの物流が再開しました。タイ当局は3月18日よりカンボジアとの国境を封鎖し、バンテイメンチェイ州ポイベト、ウドンメンチェイ州オスマック、バットンバン州ドン経由に限り物資輸送を認めていましたが、トラックが集中して検問所が混雑し流通に遅れが生じていました。
	東南アジア	フィリピン	5月14日

インドネシア	5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の航空貨物輸送の増加により、積み替えが行われる地方の拠点空港で貨物の滞留が発生し始めています。東部地域へ輸送する貨物機が不足しており、南スラウェシ州マカッサルのスルタン・ハサヌディン空港や東ジャワ州スラバヤのジュアング空港、首都ジャカルタ郊外のスカルノ・ハッタ国際空港で滞留が生じています。 ・国鉄では米や果物・野菜などの生鮮食料品を含む小売品の鉄道輸送を開始しました。鉄道の旅客数減少に伴い貨物輸送事業を強化しており、ジャワ島内 60 駅に設置した窓口で小売品の持ち込みと受け取りが可能になります。
インド	5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・インド内務省は全土でのロックダウンを5月31日まで延長することを発表し、第4期に突入します。新ガイドラインによると州を越える乗用車やバスの移動が認められます。ロックダウンの部分緩和により生産活動の再開に向けて動き出したとしても、州間移動が禁止されていたため、州外から通勤できず、労働力の確保が課題となっていました。ガイドラインでは州間移動にあたり双方の州の合意が必要という条件が付いているため、ガイドライン施行と同時に全ての州間移動が可能になるわけではなく、州同士の合意形成と正式発表を待つ必要があります。また、入境者に対して2週間の隔離措置を要請する州もあるなど、州間移動が許可されたとしても何らかの条件が課される場合もあり、各州の対応を確認する必要があります。 ・アーメダバード市は、5月7日～15日までの1週間、市内での果物や野菜、日用品の販売許可を撤回し、ミルクと薬の販売のみを認める通達を発出しました。 ・インドでは2度目のロックダウン延長が発表され、5月17日までとなりました。各地区をゾーン（レッドゾーン・グリーンゾーン・オレンジゾーン）分けし、ゾーンにより許可する活動が決まります。グリーンゾーン、オレンジゾーンでは工場の操業再開が認められていますが、サプライチェーンが稼働していないため段階的な再開となっています。ムンバイやアーメダバード、ニューデリー、チェンナイの工業団地の操業は一定条件下で認められています。 ・港湾での荷動きの状況は改善傾向になりますが、デマレージの免除が継続しているためコンサイエーの貨物引取りが速やかに行われない状況が続いています。 ・ロックダウンが解除となると感染者数が増加する可能性があり、工場等では従業員の陽性が確認された場合には稼働を全て停止し消毒し、他の従業員の検査を実施する必要があり、多大なコストが生じる可能性があるため、段階的な操業再開となる見込みです。 ・4月20日よりロックダウンが一部緩和されましたが、工場は操業を再開できていないため輸入貨物が港湾やCFSに滞留しています。また、船舶省よりデマレージを免除する通達が発出されていることや港湾作業員・ドライバー不足、エンドユーザーの需要減少、資金不足により関税が支払えない等の事由により、受荷主は貨物の引取に消極的になっており、5月4日にロックダウンが解除されるまで貨物が港湾やCFS内に滞留することが懸念されます。政府は全ての貨物の引取りを許可していますが、作業員不足により混乱が継続しており、状況の改善には少なくとも1週間要すると見込まれています。

	マレーシア	5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・マレーシア運輸省は28日、活動制限令「フェーズ4」（4月29日～5月12日）で国内すべての港湾の操業を正常化すると発表しました。貿易産業省から操業許可を得た企業による輸出入のみが対象となり、港湾は必需品以外を含む輸出入で24時間操業が可能となりました。 ・マレーシアでは、主要港に保管されていた輸入貨物などの輸送が開始され港湾の混雑が緩和されつつありますが、加工工場が一部操業していないほか、完成品の輸出が滞っていることで、国内倉庫の収容能力が限界に近づいています。運輸省はこれまで4回にわたり貨物の引取りを求めています。活動制限令により全面的な操業が認められていない自動車・建設関連企業向けの原材料保管が増加し続けており、コンテナの積み残しに繋がっています。
南アジア	パキスタン	4月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・3月16日から2週間国境を閉鎖していますが、期間を4月28日まで延長しました。パキスタンとアフガニスタンの国境2か所については貨物トラックのみ週3日通過可能です。（さらに移動制限措置は5月9日まで延長する旨発表しました。）
オセアニア	オーストラリア	5月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・クイーンズランド州と西オーストラリア州では、5月1日より行動制限措置が一部緩和されました。クイーンズランド州では必要不可欠なもの以外の買い物などのレクリエーション目的の行動が可能になりました。 ・メルボルン港では、中国からの輸入貨物の滞留により保管量が限界を迎える可能性があります。輸出用のコンテナヤードもキャパシティの限界を迎えており、コンテナを保管する代替施設が必要となっています。また、中国向けの輸出貨物はコロナウイルス感染拡大により約20隻の運航がキャンセルとなり、先月輸出予定となっていた貨物も港に滞留したままとなっています。
	ニュージーランド	5月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・5月4日～24日、5月25日～6月4日、6月5日～7月14日の3段階に分けて、外出制限令の解除を行うと発表しました。第1段階では、食品産業、テレワークが不可能な業種、個人サービス業、小売業全般が全面的に再開する予定です。サービス業、自由業も全面的に再開しますが、製造業および公共工事部門は生産能力の50%、公共サービス部門も半数による営業再開となります。
アフリカ	ギニア	4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間（21時～5時）の外出が禁止されているため、港湾および空港は8時～16時に限定してオペレーションを継続しています。（外出時はマスクなど覆いを着用するよう義務付けられ、違反者には30,000ギニアフランの罰金が科されます。）
	エジプト	5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・エジプトでは累積感染者数が1万人を超えました。夜間外出制限や経済活動・行政サービスの自粛は段階的に緩和される中、4月24日から1カ月間のラマダンが始まり、日没後の断食明けの食事や買い物などの外出が増えたことで感染者数が急増しています。ラマダン明けの1週間は夜間外出禁止の開始時間を17時に早め、ショッピングモールの小売店や公共交通機関は閉鎖すると発表しました。
	ケニア	5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ウフル・ケニヤッタ大統領は16日の会見で、午後7時～翌午前5時までの夜間外出禁止、ナイロビ首都圏、モンバサ郡、キリフィ郡、クワレ郡、マンデラ郡と他都市間の移動禁止を、6月6日まで21日間延長すると発表しました。また、感染者数が多い隣国タンザニア、ソマリアとの各国境を貨物の移動を除いて封鎖します。
	トーゴ	4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ロックダウンが継続され、夜間（19時～6時）の外出が禁止されています。港湾施設は24時間稼働していますが、バルク船の夜間荷役作業は中止となり午前5時以降の対応となっています。

